



「最新情報」

2020年6月25日

## “所得税法・ベナミ法に基づく様々な期限の延長”

新型コロナウイルス感染症の発生に照らして、インド財務大臣は3月24日に、様々な業界に対して所得税、物品・サービス税 (Goods and Services Tax: 「GST」)、関税および中央物品税等に関する法的・コンプライアンス要件に係る緩和を発表しました。2020年6月24日に財務省は納税者に対して当該要件に係るさらなる緩和措置を発表しました。

本アラートにおいてインド政府の該当のプレスリリースについて情報を纏めております。

情報源: <https://pib.gov.in/PressReleaseDetail.aspx?PRID=1634484>

# 主要な変更点:

## 1. 1961年所得税法に基づく申告等必要なコンプライアンスの期限延長:

種類	納税者の種類	既存の期限	新しい期限
所得税申告書	2018-19年度につき、全ての納税者の場合	2020年6月30日	<b>2020年7月31日</b>
	2019-20年度につき、個人納税者(監査報告書の提出が義務付けられていない者)の場合	2020年7月31日	<b>2020年11月30日</b>
	2019-20年度につき、法人(移転価格レポートの提出が義務付けられていない)の場合	2020年10月31日	<b>2020年11月30日</b>
	2019-20年度につき、税務監査報告書を提出しなければならない納税者および該当ファームのパートナーの場合	2020年10月31日	<b>2020年11月30日</b>
	2019-20年度につき移転価格レポートを提出しなければならない納税者	2020年11月30日	変更なし
源泉徴収税(TDS)・源泉税控除の申告書(TCS)	源泉徴収税(Tax Deduction at Source (TDS))・源泉税控除(Tax Collection at Source (TCS))の申告書を提出しなければならない納税者	2020年6月30日	<b>2020年7月31日</b>
TDS・TCSの証明書の発行	TDS・TCSの証明書を発行しなければならない納税者	2020年7月15日	<b>2020年8月15日</b>

# 主要な変更点

2. 納付すべき所得税額は10万インドルピー以下である自己申告を行う納税者の2020年11月30日までの申告遅延に対する、所得税法の第234Aに基づく利息が放棄されました。自己申告納税額10万インドルピー超である場合には、放棄または延長はありません。
3. AadhaarとPANのリンクングのために指定された期限は、2020年6月30日から2021年3月31日までさらに延長されました。
4. 生命保険、寄付金、医療保険などの費用を税務上2019-20年度に係る課税所得の計算において損金に算入できるための投資の期限が2020年6月30日から2020年7月31日まで延長されました。
5. 2019-20年度に係る所得税の計算上、所得税法の第54条から第54GB条に基づくキャピタルゲインの免除を受けるための投資または資産の建設・購入の期日は、2020年9月30日まで延長されました。
6. 運用開始のために2020年3月31日までの必要な承認を受けていたSEZユニットには、2020年9月30日までの時間が与えられました。
7. 「Vivad Se Vishwas」スキームに基づく支払い(10%の追加料金なし)の期日は、2020年6月30日から2020年12月31日まで延長されました。本スキームに基づく陳述書の提出および、当局が出すオーダーの発行等の期日は2020年12月31日まで延長されました。
8. 2020年12月31日までに履行するべき直接税およびベナミ法に基づく様々なコンプライアンスおよび該当局によるオーダーあるいは通知書の発行の期日は、2021年3月31日まで延長されました。

# お問合せ先

## GSAP



H-59AB, Lower Ground Floor  
Kalkaji, New Delhi 110019  
India



[info@gsapadvisors.com](mailto:info@gsapadvisors.com)



+91 (11) 4056 0819  
+91 (11) 4154 4443

**Disclaimer:** The content herein are solely meant for commercial purposes and shall not be considered as professional advice and/or used as base for any technical decision. GSAP Advisors India Pvt. Ltd., its employees, contractors, associates are not responsible for loss whatsoever sustained by any person who relies on the information contained herein.